

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月23日

金曜日

第4330号

目次

告 示

○指定管理者の指定	1
○都市計画事業の事業計画の変更認可	5
○土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更	10
○救急病院の認定	11
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	13
○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧	14

公 告

○公共測量の終了	15
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	18
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	19
○都市計画事業の施行	20

正 誤

○平成30年3月7日付け第4323号付け公告	21
------------------------	----

告 示

富山県告示第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県農林水産総合技術センター林業普及センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人富山県農林水産公社 富山市舟橋北町4番19号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県五福公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
富山県岩瀬スポーツ公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社富山・スポーツパーク・マネジメント
富山市中野新町一丁目2番10号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
富山県常願寺川公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県民福祉公園
射水市黒河字高山4774番6
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県空港スポーツ緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社野上緑化

富山市新保271番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

県庁前公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

風と緑と水の会

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

企業体構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

株式会社大井仙樹園

富山市呉羽町2447番地の6

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第12条の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県流域下水道

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県下水道公社 高岡市二上字梅田 313番3

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第138号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

滑川市

2 都市計画事業の種類及び名称

滑川都市計画道路事業

3・5・5号 加島町下島線

3・4・1号 滑川富山線

7・6・5号 吾妻町加島町線

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成17年8月5日から平成31年3月31日まで

富山県告示第139号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

砺波市

2 都市計画事業の種類及び名称

砺波都市計画道路事業

3・5・10号 駅前線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県砺波市表町、太郎丸築川島 地内

(2) 使用の部分

富山県砺波市表町、太郎丸築川島 地内

4 事業施行期間

平成27年7月22日から平成32年3月31日まで

富山県告示第140号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・257号 西荒屋黒崎線

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成20年6月25日から平成35年3月31日まで

富山県告示第141号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称 魚津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
魚津都市計画下水道事業
魚津公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和61年1月9日から
平成33年3月31日まで

富山県告示第142号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称

高岡市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
高岡公共下水道（小矢部川処理区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和58年7月28日から
平成35年3月31日まで

富山県告示第143号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画下水道事業
福岡公共下水道（小矢部川処理区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和58年9月29日から

平成35年3月31日まで

富山県告示第144号

土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により高岡市木津土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

高岡市木津土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年8月24日から平成31年3月31日まで

3 施行地区

高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部

4 事務所の所在地

高岡市木津2358番地

5 設立認可の年月日

平成21年8月24日

6 変更認可の年月日

平成30年3月23日

富山県告示第145号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効期間
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	黒部市	自 平成30年3月31日 至 平成33年3月30日
桜井病院	富山市堀30番地	医療法人社団双 星会	自 平成30年4月1日 至 平成33年3月31日
公立南砺中央病 院	南砺市梅野2007番地5	南砺市	自 平成30年4月1日 至 平成33年3月31日
西能病院	富山市高田70番地	医療法人財団五 省会	自 平成30年5月1日 至 平成33年4月30日

富山県告示第146号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山空港線	富山市友杉字北条田割 653 番1から 富山市友杉字北条田割 581 番2まで	変更前		最大 26.2 最小 21.2	68.4	富山土木 センター

	富山市友杉字北条田割 653 番 1 から 富山市友杉字北条田割 583 番 2 まで	変更後		最大 53.4 最小 21.2	68.4	
県道 高岡羽咋線	氷見市棚懸字竹中 36 番 1 から 氷見市棚懸字竹中 35 番 2 まで	変更前		最大 50.0 最小 13.8	36.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 66.0 最小 13.8	36.0	
県道 桑院赤毛線	氷見市赤毛字定抗 1 番地先 から 氷見市赤毛字定抗 89 番 1 地 先まで	変更前	A	最大 15.4 最小 4.8	109.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
			A	最大 15.4 最小 4.8	109.0	
		変更後	B	最大 11.0 最小 6.2	92.0	
県道 砺波小矢部線	小矢部市綾子 5327 番から 小矢部市石動町 2331 番まで	変更前		最大 25.7 最小 7.6	217.3	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 36.0 最小 7.6	217.3	
県道 浅地小矢部線	小矢部市綾子 5327 番から 小矢部市石動町 2331 番まで	変更前		最大 25.7 最小 7.6	217.3	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 36.0 最小 7.6	217.3	
県道 岡笹川線	小矢部市岡 380 番地先から 小矢部市岡 379 番地先まで	変更前		最大 6.0 最小 6.0	27.6	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 6.7 最小 6.3	27.6	

県道 富山外郭環状線	富山市任海1331番から 富山市任海1331番まで	変更前		最大 17.0 最小 15.0	7.2	富山土木 センター
	富山市任海 348番2から 富山市任海 348番2まで	変更後		最大 19.7 最小 17.0	7.2	
県道 宇奈月大沢野線	中新川郡上市町大岩字前田 102番3から	変更前		最大 9.2 最小 4.3	108.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町大岩字前田 182番地先まで	変更後		最大 17.2 最小 5.3	108.3	
県道 立山水橋線	富山市水橋高寺 368番1地 先から	変更前		最大 12.1 最小 7.5	232.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋専光寺 193番6 地先まで	変更後		最大 13.7 最小 9.7	232.6	
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 252番2 から	変更前		最大 17.3 最小 5.1	137.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市角間字河原 553番1 まで	変更後		最大 17.7 最小 10.1	137.0	

富山県告示第147号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山空港線	富山市友杉字北条田割 653番1から 富山市友杉字北条田割 583番2まで	平成30年3月23日	富山土木 センター
県道 高岡羽咋線	氷見市棚懸字竹中36番1から 氷見市棚懸字竹中35番2まで	平成30年3月23日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 桑院赤毛線	氷見市赤毛字定抗1番から 氷見市赤毛字定抗89番1まで	平成30年3月28日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 砺波小矢部線	小矢部市綾子5327番から 小矢部市石動町2331番まで	平成30年3月23日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 浅地小矢部線	小矢部市綾子5327番から 小矢部市石動町2331番まで	平成30年3月23日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 岡笹川線	小矢部市岡 380番地先から 小矢部市岡 379番地先まで	平成30年3月23日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 富山外郭環状 線	富山市任海 348番2から 富山市任海 348番2まで	平成30年3月23日	富山土木 センター
県道 宇奈月大沢野 線	中新川郡上市町大岩字前田 102番3か ら 中新川郡上市町大岩字前田 182番地先 まで	平成30年3月23日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山水橋線	富山市水橋高寺 368番1地先から 富山市水橋専光寺 193番6地先まで	平成30年3月23日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 252番2から 氷見市角間字河原 553番1まで	平成30年3月23日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

富山県告示第148号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

鷹栖口用水土地改良区から申請のあった西中用水地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成30年1月11日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月23日から

平成30年4月20日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

~~~~~  
公 告  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

数値図化及び航空レーザ測量

2 作業期間

平成29年9月20日から平成30年2月20日まで

3 作業地域

富山市の一部及び立山町の一部

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

オレンジマート赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地12

2 店舗を設置する者 株式会社マルワフード**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（変更前）新鮮市場赤江店 富山市上赤江町二丁目2番28号

（変更後）オレンジマート赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地
12

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社ユアーズ 富山市上赤江町二丁目2番28号 代表取締役
犬山 恵一郎 ほか1

（変更後）株式会社オレンジマート 富山市婦中町速星1070番1 代表取締役
木村 宏

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）建物南側 18台

（変更後）建物南側ほか 41台

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）建物北側 63m³

（変更後）建物北側 64m³

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時及び翌午前0時

- (変更後) 午前9時(年間3日間は午前7時)及び午後10時
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前10時～翌午前0時
- (変更後) 午前8時30分～午後10時30分(年間3日間は午前6時30分～午後10時30分)
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (変更前) 午前8時～午後10時
- (変更後) 午前6時～午後10時
- 4 変更の日 平成30年4月16日 ほか
- 5 変更の理由 小売店舗の変更に伴い、店舗運営計画を見直したため ほか
- 6 届出の日 平成30年3月8日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成30年3月23日から平成30年7月23日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年3月23日

1 店舗の名称及び所在地

協同組合入善ショッピングセンター 下新川郡入善町栲山1336番地

2 店舗を設置する者 協同組合入善ショッピングセンター

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 福島三郎 下新川郡入善町入膳5424番地の4 ほか24

(変更後) 福島三郎 下新川郡入善町入膳5424番地の4 ほか23

4 変更の日 平成29年12月31日 ほか

5 変更の理由 小売業者の出店者変更のため

6 届出の日 平成30年3月8日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年3月23日から平成30年7月23日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事
項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模
小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告す
る。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビスリーフランド店 高岡市放生津字鍬ヶ崎124番

- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 代表取締役 大森 実

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1,640㎡

- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年3月31日

- 6 廃止する理由 当該建物の解体後に、隣接地に新築するため

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地

（仮称）アルビス姫野店 高岡市放生津字鍬ヶ崎79番 ほか15筆

- 2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

- 3 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社

- 4 新設の日 平成30年8月30日

- 5 店舗面積の合計 2,069㎡

- 6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南東側 ほか1 86台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 51台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 40㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 22.5㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地東側ほか
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前3時～午後10時

8 届出の日 平成30年3月8日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成30年3月23日から平成30年7月23日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和56年建設省告示第1836号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課

高岡市赤祖父211番地

富山県高岡土木センター

小矢部市今石動町2丁目13番1号

富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

南砺市寺家 330番地

富山県砺波土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 昭和56年11月18日

至 平成35年3月31日

~~~~~

正 誤

~~~~~

平成30年3月7日付け第4323号付け公告「土地改良区の役員の就任」中

頁	行	誤	正
3	上から7行	石田 浩行	神田 利之

